

広島県教育委員会規則第七号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年八月二十六日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)			
校名	本校	本校	校名
	(略)	(略)	分校
障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
	(略)	(略)	知的障害
部科名	小学部	小学部	小学部
	(略)	(略)	中学部
修業年限	六年	六年	六年
	(略)	(略)	三年
位置	東広島市	東広島市	東広島市
	(略)	(略)	黒瀬町
別表(第一条関係)			
校名	本校	本校	校名
	(略)	(略)	分校
障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
	(略)	(略)	知的障害
部科名	小学部	小学部	小学部
	(略)	(略)	中学部
修業年限	六年	六年	六年
	(略)	(略)	三年
位置	東広島市	東広島市	東広島市
	(略)	(略)	黒瀬町

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)			
校名	本校	本校	校名
	(略)	(略)	分校
障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
	(略)	(略)	知的障害
部科名	小学部	小学部	小学部
	(略)	(略)	中学部
修業年限	六年	六年	六年
	(略)	(略)	三年
位置	東広島市	東広島市	東広島市
	(略)	(略)	黒瀬町
別表(第一条関係)			
校名	本校	本校	校名
	(略)	(略)	分校
障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
	(略)	(略)	知的障害
部科名	小学部	小学部	小学部
	(略)	(略)	中学部
修業年限	六年	六年	六年
	(略)	(略)	三年
位置	東広島市	東広島市	東広島市
	(略)	(略)	黒瀬町

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第三条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
校名 （略）	分校名 （略）	障害種別 （略）	区域 （略）	校名 （略）	分校名 （略）	障害種別 （略）	区域 （略）
広島県立 黒瀬特別 支援学校	のみの お分 校	知的障害	東広島市（ 河内町、入 野中山台一 丁目から五 丁目まで、 河内臨空団 地及び安芸 津町を除 く。）	広島県立 黒瀬特別 支援学校		知的障害	東広島市（ 河内町、入 野中山台一 丁目から五 丁目まで、 河内臨空団 地及び安芸 津町を除 く。）

附 則

この教育委員会規則は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は令和七年四月一日から施行する。